

# ストックヤード運営事業者登録制度 新規申請の手引き

- 01 概要** ..... 1  
R5.5.26より開始したストックヤード運営事業者登録制度について、概要を説明します。
- 02 登録可能なストックヤードと業務について** ..... 2  
登録事業者は、搬出先の確認・受領書の保管・管理年報の報告等の業務を行います。
- 03 申請方法について** ..... 3  
登録を希望する事業者は、地方整備局等に申請書をメールで提出します。  
様式のダウンロード先や、記載例について説明しています。
- 04 留意事項について** ..... 10  
申請や業務を行う際、特に留意いただきたい事項があります。
- 05 (参考) 建設発生土の搬出先の明確化等** ..... 11

ストックヤード運営事業者登録制度



# 01 概要

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設現場から発生する土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出するような工事を請負う**元請建設業者は**、搬出された土砂が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

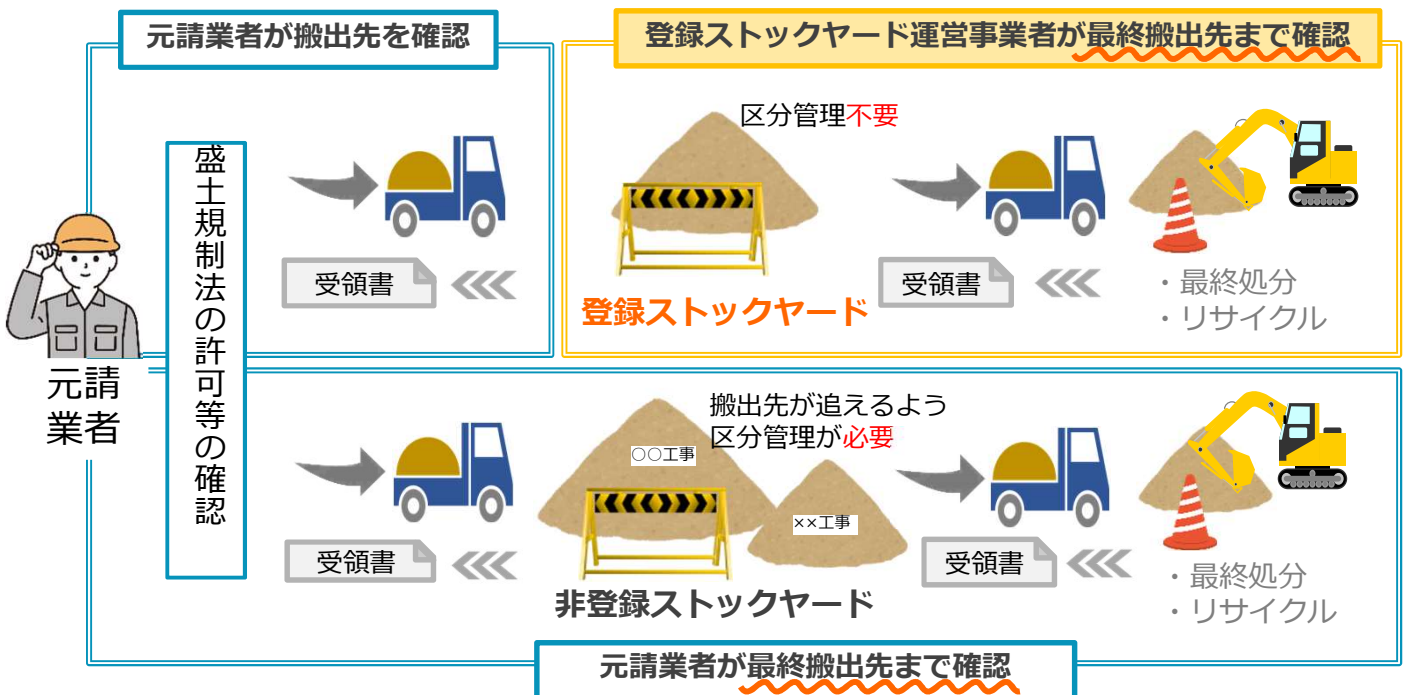
つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

令和5年5月より登録申請の受付を開始しております。ぜひ登録をご検討ください。

## 登録されると、

- 元請け建設業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として選ばれやすくなることが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、国のHPで公表されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

## 最終搬出先までの確認制度



- 元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壤汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- 最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

## 02 登録可能なストックヤードと業務について

### 登録可能なストックヤードとは？

- 既に運営しているストックヤードや、登録に合わせて運営を開始する予定のストックヤードが登録できます。
- スtockヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時堆積する場所を指します。  
(例) スtockヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

### 登録されたら実施することは？

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。詳細はp10に記載しています。

#### 土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、**受領書を交付**してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- **土砂の搬入管理及び記録の保存**を行い、搬出記録とあわせて年一回**国に報告**してください。

#### 土砂を搬出した際に行うこと

- 土砂を搬出する際は、搬出先が**盛土規制法の許可地等であるか確認**し、確認結果を記載した**書面を作成**する必要があります。\*
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の**確認結果を通知**してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を**代金に適切に反映**するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、**受領書の交付を受けて**ください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後**5年間保存**する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。

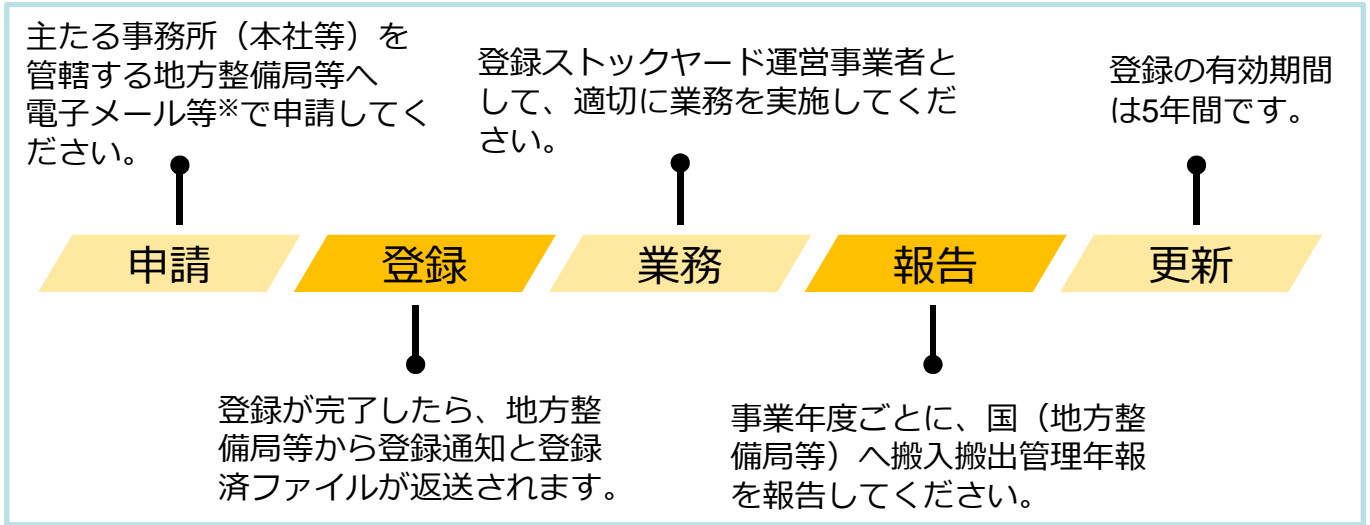
ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所
  - ② 他工事利用の場合
  - ③ 登録ストックヤード
  - ④ 土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- **土砂の搬出管理及び記録の保存**を行い、搬入記録とあわせて年一回**国に報告**してください。
  - スtockヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

※詳細は「ストックヤード運営事業者登録制度」HPで掲載している別紙「ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について」をご確認ください。

# 03 申請方法について

## 申請～登録～更新までの流れ



・登録後、申請内容に変更が生じた場合は30日以内に変更申請が必要です。

## 地方整備局等の管轄区域、申請先

受付機関	管轄区域	E-mail※
北海道開発局	北海道	hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
北陸地方整備局	新潟県、富山県、石川県	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	cbr-kensanka@mlit.go.jp
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	kkp-stockyardtouroku@mlit.go.jp
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	stockyard@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	沖縄県	(書面受付のみ)

### <様式のDL方法>

- 国土交通省建設業課や地方整備局等の受付機関のHPで、DL配布しています。

国土交通省HP「ストックヤード運営事業者登録制度」

- (2) 登録規程、運用等
  - [ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）](#)
  - [【別添1】ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について](#)
  - [【別添2】ストックヤード運営事業者の登録申請等に際して提出する書類等に関する解説](#)
  - [【別添3】ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領（令和5年5月訂正版）](#)
  - ・ [申請様式等（令和5年5月訂正版）](#)

### <申請様式送付時の注意事項>

- 新規申請時のメールのタイトルは、送付内容及び申請者名を記載してください。  
(例) 【新規】運営事業者登録申請 (●●● (株))
- 電子メールの本文及び添付ファイルは、合計20MB以下としてください。
- 詳細は申請先のHPをご確認ください。

## 03 申請方法について

新規申請時は、①～⑧の提出書類及び添付書類を提出してください。

①②④⑧は次ページ以降に記載例があります。

種類	様式名	提出方法
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	申請書ファイル (Excel)
②誓約書	別記様式二号	申請書ファイル (Excel)
③身分証明書 (破産者に該当しない)	-	スキャンデータ等
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	役員等調書ファイル (Excel)
⑤登記事項証明及び定款	-	スキャンデータ等
⑥法定代理人の登記事項証明	-	スキャンデータ等
⑦許可証等の写し	-	スキャンデータ等
⑧土砂搬入搬出管理票 (新規)	別記様式四号	土砂搬入搬出管理票ファイル (Excel)

- スキャンデータ等は、文字等が判読可能なことを確認の上、PDF・JPG・TIFFのいずれかのデータ形式としてください。
- 身分証明書、登記事項証明は3ヶ月以内発行のものを添付してください。
- 申請書類は一つのファイルにまとめるか、ファイル名ごとに枝番を付してください。
  - ①申請書兼変更届出書、②誓約書 → 01 申請書ファイル (●●● (株) )
  - ③身分証明書 → 02 身分証明書
  - ④役員の住所等に関する調書 → 03 役員等の調書
  - ⑤登記事項証明及び定款 → 04 登記事項証明及び定款
  - ⑥法定代理人の登記事項証明 → 05 法定代理人
  - ⑦許可証等 → 06 許可証等
  - ⑧土砂搬入搬出管理票 → 07 土砂搬入搬出管理票

<書類の添付を省略できる場合があります。>

下記の許可や登録、認可を有していれば、許可書等の写しを添付することで③～⑥の添付を省略することができます。

- 建設業法（第3条第1項の規定）の許可
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項）の許可
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（第21条第1項）の登録
- 採石法（第33条又は第33条の5第1項）の認可
- 砂利採取法（第16条又は第20条1項）の認可

# 03 申請書記載例

## ① 申請書（事業者）

### 別記様式第1号（1）

ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書			
登録の種類 新規	※登録番号		
	※登録年月日	令和	年 月 日
	※登録有効期間	自 令和	年 月 日
	※再登録制限解除日	至 令和	年 月 日
<p>この申請書により、ストックヤード運営事業の登録を申請します。</p> <p>この申請書により、ストックヤード運営事業の登録の更新を申請します。</p> <p>この変更届出書により、ストックヤード運営事業の登録事項の変更を届け出ます。</p>			
関東地方整備局長 殿		※主たる事務所の所在地 の都道府県を選択すると、 自動入力	
フリガナ 商号、名称又は氏名		マルマルマル (カブ) ●●● (株)	
主たる事務所の 所在地・連絡先		郵便番号 ( 999 - 9999 ) ●●市●●町●● 1-1	都道府県 : 東京都 TEL : 03 - 1234 - 5678 E-mail : XXXXXXX@XXX.XXX.XXX
法人である 場合	フリガナ 代表者の氏名	コクド タロウ 国土 太郎	
・法人である場合の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）及び支配人の氏名及び役名等 ・個人である場合の本人及び支配人の氏名			
フリガナ 氏名		役名等（常勤・非常勤）	役名等（常勤・非常勤）
コクド タロウ 国土 太郎		代表取締役（常勤）	
コクド ハナコ 国土 花子		取締役（非常勤）	
未成年者であり、法定代理人を設けている場合に入力ください。			
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代理人が 個人である場 合	氏名	郵便番号 ( - ) TEL: - -
	法定代理人が 法人である場 合	フリガナ 商号又は名称	郵便番号 ( - ) TEL: - -
		住所	郵便番号 ( - ) TEL: - -
		フリガナ 役員等の氏名 役名等 (常勤・非常勤)	
事業者が定める 事業年度の開始日		4 月 1 日	
関連する許可等の状況			
名称		許可等の有無	
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可		有	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項のいずれかの規定による許可		有	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録		無	
取り扱う土質や料金表等の情報に関する自社のインターネット掲載状況（任意）			
掲載URL		<a href="http://*****.html">http://*****.html</a>	

※登録番号～再登録制限解除日は記載しないでください。

申請日を記入してください。  
※地方整備局等へ提出する日から1ヶ月以内とする

法人である場合は会社名等を、個人である場合は本人の氏名を入力ください。

主たる事務所（本社等）の所在地や連絡先を入力ください。

申請手続き中の送受信が可能なアドレスを記載ください。

申請者が法人である場合は、代表者名を入力ください。  
※個人の場合は入力しないこと

申請者が定める事業年度の開始日を記載してください。  
※土砂搬入搬出管理年報の提出期限を規定する日付となる。

該当する許可や登録の有無を入力ください。  
※許可や登録を有する場合は写しを添付

申請者が運営するストックヤードについてインターネットによる情報提供をされている場合は、代表ページのURLを入力ください。

#### <補足：役員等>

- 業務を執行する役員：持分会社の業務を執行する社員
- 取締役：株式会社の取締役
- 執行役：指名委員会等設置会社の執行役
- これに準ずる者：法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まない。
- 相談役、顧問、総株数の5%以上保有する株主

詳細は建設業法第5条第3項及び建設業法施行規則を参考にしてください。

# 03 申請書記載例

## ① 申請書 (ストックヤード)

### 別記様式第1号 (2)

ストックヤード (箇所目)			
新規申請の際は、“新規”を選択してください。	新規	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ	マルマルマルストックヤード	郵便番号	( 999 - 9999 )
名称	●●●ストックヤード	所在地	都道府県 東京都
TEL	03 - 1111 - 1111	当該ストックヤードの名称を記載ください。(名称がない場合は名称を付けてください。)	●●市●●町2-2
	最大堆積可能量		300,000 m <sup>3</sup>
当該ストックヤードの状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		否	無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要	有
鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		否	無
採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		否	無
砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可		否	無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		否	無
当該ストックヤードで受け入れ時に取り扱う土質の区分について、該当するものをすべて選択してください。	メント認定制度による認定		無
	又はストックヤードの認証制度による認証		無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出(販売)土質区分(処分目的を除く)	
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第1種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第1種改良土	
<input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第2種改良土	
<input checked="" type="checkbox"/> 第3種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第3種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第3種改良土	
<input checked="" type="checkbox"/> 第4種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第4種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第4種改良土	
<input type="checkbox"/> 泥土	<input type="checkbox"/> 泥土		
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input checked="" type="checkbox"/> 公共工事限定	<input type="checkbox"/> 自社関係工事限定	<input type="checkbox"/> 搬入元制限なし	<input checked="" type="checkbox"/> 応相談

※登録番号～再登録制限解除日は記載しないでください。

当該ストックヤードの所在地を記載ください。

当該ストックヤードで安全に堆積可能な最大量を記載ください。

当該ストックヤードに関する許可等を選択してください。

当該ストックヤードで搬出時(販売)時に取り扱う土質の区分について、該当するものをすべて選択してください。

当該ストックヤードでの受入れ条件について、該当するものをすべて選択してください。

# 03 申請書記載例

## ② 誓約書

### 別記様式第2号

#### 誓約書

申請者、申請者の役員等、申請者の支配人〔、法定代理人及び法定代理人の役員〕は、以下各誓約事項を確認の上、当該項目をチェックしてください。(チェック)

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

二 スtockヤード運営事業者登録規程（以下「規程」という。）第18条第1項の規定により同項各号（第4号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日の30日前まで当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 精神の機能の障害によりStockヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

七 Stockヤード運営事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。

申請者として、以下の業務を誠実に実施することを誓約します。(チェック)

一 Stockヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ、規程第10条第1項の規定により搬出先の確認を行います。

二 Stockヤードからの土砂搬出を他者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに規程第10条第1項の規定による搬出先の確認結果を通知します。

三 土砂搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めます。

四 Stockヤードに土砂を搬入したときは、当該土砂の搬入元に対し、規程第11条第1項の規定により受領書を交付します。

五 Stockヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、規程第11条第2項の規定により搬出先に対し受領書の交付を求め、同条第3項の規定により搬出先の名称及び所在地が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先と一致することを確認します。

六 土砂が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先から他の搬出先に運搬されたときは、当該他の搬出先が規程第11条第4項各号に該当する場合を除き、速やかに当該搬出先の名称、所在地、搬出量等を記載した書面を作成します。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様に行います。

七 土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録します。

八 自ら法令を遵守するとともに、Stockヤードに土砂を搬入し、又は当該Stockヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めます。

九 規程第14条の規定により必要な記録等を保存します。

十 規程第15条の規定によりStockヤードを利用した者及び利用しようとする者から記録等の閲覧等の請求があったときは閲覧等に供します。

十一 規程第16条の規定によりStockヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げます。

令和 5 年 6 月 1 日

主たる事務所を管轄する地方整備局等を選択してください。

商号又は名称 ●●●(株) 国土 太郎  
 氏 名  
 法定代理人  
 商号又は名称  
 氏 名

申請書(1)の内容が自動入力されます。商号又は名称、代表者及び法定代理人、役員等、支配人のいずれかに変更があった場合には、誓約書の内容を再確認し変更届を提出してください。



# 03 申請書記載例

## ④ 役員の調書等

### 別記様式第3号

法人の役員等  
 本人  
 支配人  
 法定代理人  
 法定代理人の役員等

の住所、生年月日等に関する調書

(フリガナ) 商号又は名称	マルマルマル (カブ) ●●● (株)
所在地	東京都●●市●●町●●1-1

(フリガナ) 氏名	役名等	生年月日	住所
コクド タロウ 国土 太郎	代表取締役	S60.1.1	東京都●●区1-1
コクド ハナコ 国土 花子	取締役	S60.12.31	東京都●●区2-2
			法人である場合は、役員等及び支配人の、氏名・役名等・生年月日・住所を記載ください。 個人である場合は、本人及び支配人の氏名・役名等・生年月日・住所を記載ください。 ※申請書(1)の役員等と指名が一致するように記載すること ※姓と名の間は1文字あけること。

# 03 申請書記載例

## ⑧ 土砂搬入搬出管理票（新規）

### 別記様式第4号

### 土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤード運営事業者登録規程第4条第2項第8号の規定により、下記のとおり提出します。

令和 5 年 6 月 1 日 現在 申請日を記載ください。

申請書（1）に記載した事業者の情報を記載ください。

申請者 住所 東京都●●市●●町1-1

商号、名称又は氏名 ●●●（株）

代表者名（法人の場合） 国土 太郎

申請書（2）に記載した当該ストックヤードの情報を記載ください。  
 ※新たに登録するストックヤードが複数ある場合は、すべてのストックヤードについて入力ください。

ストックヤードの名称・所在地	名称	●●●ストックヤード			申請書（2）に記載した当該ストックヤードで安全に堆積できる最大量を記載ください。
	所在地	都道府県	東京都	●●市●●町2-2	
最大堆積可能量		300,000 m <sup>3</sup>			
提出に係る期間		2022年4月1日～2023年3月31日			申請者の定める事業年度期間のうち直近の1年間を記載ください。
期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】		73,210 m <sup>3</sup>			当該ストックヤードから搬出された土砂量等の合計を入力ください
期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】		103,560 m <sup>3</sup>			
搬出先の工事等の名称及び施工場所		搬出先の種類	搬出量		搬出先別の搬出量を記載ください。 搬出量が100m <sup>3</sup> 未満であれば※参照
搬出先別に搬出先の名称・所在地を記載ください。			m <sup>3</sup>		
<input type="checkbox"/> 工事	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	公共施設用地等	50,000		※1箇所あたりの搬出量が100m <sup>3</sup> 未満である搬出先は、まとめて記載できません。  提出時点のストックヤード内の堆積量を入力ください。
<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●地内	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	公共施設用地等	30,000		
<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●地先	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	盛土許可等	5,000		
<input type="checkbox"/> 土砂処理場	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	盛土許可等	3,000		
<input type="checkbox"/> ストックヤード	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	盛土許可等	500		
<input type="checkbox"/> 土質改良プラント	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	盛土許可等	1,000		
<input type="checkbox"/> 資材置場	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	他法令許可等	10,000		
<input type="checkbox"/> 採石場跡地	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●	許可不要工事等	600		
<input type="checkbox"/> ビル新築工事	<input type="checkbox"/> ●●市●●町●●-●		600		
上記以外の搬出先	55箇所 ※		3,460		
提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）		63,200 m <sup>3</sup>			報告に係る期間中における最大堆積量を入力ください。
期間中の最大堆積量		150,000 m <sup>3</sup>			

当該ストックヤードが受入れた土砂量の合計を記載ください。

別紙\*「ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適性確認について」を参照に、[公共施設用地等][盛土許可等][他法令許可等][許可不要工事等][規制区域外]から選択してください。  
 \*HP参照

※1箇所あたりの搬出量が100m<sup>3</sup>未満である場合は、箇所数を記載ください。

## 04 留意事項について

### 標識の掲示

- ストックヤード運営事業者登録制度に登録された事業者は、運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げる必要があります。

### ストックヤード登録票

#### 別記様式第7号

ス ト ッ ク ヤ ー ド 登 録 票		
登 録 番 号	第 号	
登 録 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 氏 名		
主 な 事 務 所 の 所 在 地	電話番号 ( )	
ス ト ッ ク ヤ ー ド	登 録 番 号	第 号
	名 称	
	所 在 地	電話番号 ( )

3 5 cm以上

2 5 cm以上

### <その他留意事項>

- 登録の実施又は拒否等に係る標準処理期間は、提出後90日間を目安とします。
- 登録されたストックヤードは地方整備局等（ブロック版）と国土交通省（全国版）HPで公表されます。
- 規程第5条に該当する場合は、登録が拒否されます。
- 規程第18条に該当する場合は、登録が取り消されることがあります。
- 申請書記載時の留意点や制度の詳細は、HPをご確認ください。

# 05 (参考)建設発生土の搬出先の明確化等

## 建設発生土の搬出先の明確化等

**盛土をめぐる現状**

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)



死者28名、住宅被害98棟  
崩壊された土石の崩落 死者1名、重傷者1名、軽傷者1名、県道通行止め、家屋被害1棟  
崩壊された土石の崩落 軽傷者1名、県道通行止め

**盛土による災害の防止に関する検討会 提言 (令和3年12月24日) <抜粋>**

**危険な盛土等の発生を防止するための仕組み**

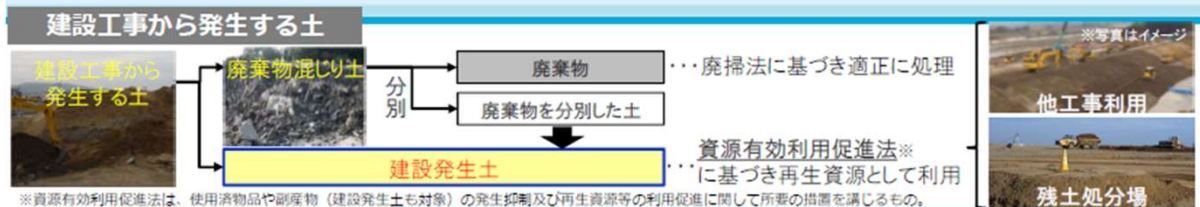
【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール(新たな法制度)を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。**
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

**建設工事から発生する土の搬出先の明確化等**

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請  
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認させることや、実際にそこに搬出されたことを受領書で確認させる仕組みを構築**

## 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等



**指定利用等の徹底**

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

**【指定利用等の取組状況】**

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

**建設発生土の計画制度の強化**

**【現行制度】** 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成**対象工事の拡大**(土砂1,000㎡ → 500㎡)、**保存期間の延長**(1年 → 5年)、**発注者への報告と建設現場への掲示を義務化**【省令改正: R4.9.2公布、R5.1.1施行】  
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正: R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の**盛土規制法の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**、工事現場の**土壌汚染対策法の手続確認を義務化**【省令改正: 盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】  
**ストックヤード運営事業者の登録制度の創設**により、**ストックヤードからの搬出先を明確化**【告示: 盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

**【再生資源利用促進計画書】(イメージ)**

計画書	
請負会社	: ●株式会社
工事所在地	: ●市 ●町 ●村 ●
建設発生土	: ●●● ㎡
搬出先	: ●●● 工事 ●●● ㎡ ●●● 処分場 ●●● ㎡
コンクリート	: ●●●
アスファルト・コンクリート	: ●●●
木材	: ●●●

**新たな法制度等 (盛土規制法等)**

- 厳格な**盛土許可制**
- 不法盛土の**監視強化**(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の**建設業者への処分**

# 05 (参考)建設発生土の搬出先の明確化等

## 資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

### 資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、**立入検査・勧告・命令**を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、**新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。**

### ◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正(第2弾)】

#### (1) 適正な搬出先への確実な搬出

・元請業者は事前に当該工事の搬出先が**盛土規制法の許可地であるか等を確認し**、結果を再生資源利用促進計画の添付資料(確認結果票)として**現場掲示**

・元請業者は搬出先に**受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存**

・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)には、上記と同様に**最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存**

- ※
- ①国又は地方公共団体が管理する場所
  - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
  - ③ストックヤードのうち**国土交通大臣の登録**を受けた場所

#### (2) 土壌汚染対策法への対応

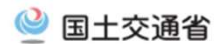
・元請業者は**発注者の土壌汚染対策法等の状況を確認**

・確認結果を(1)と同様に**現場掲示**

注) 令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み(第一弾)  
(再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等)

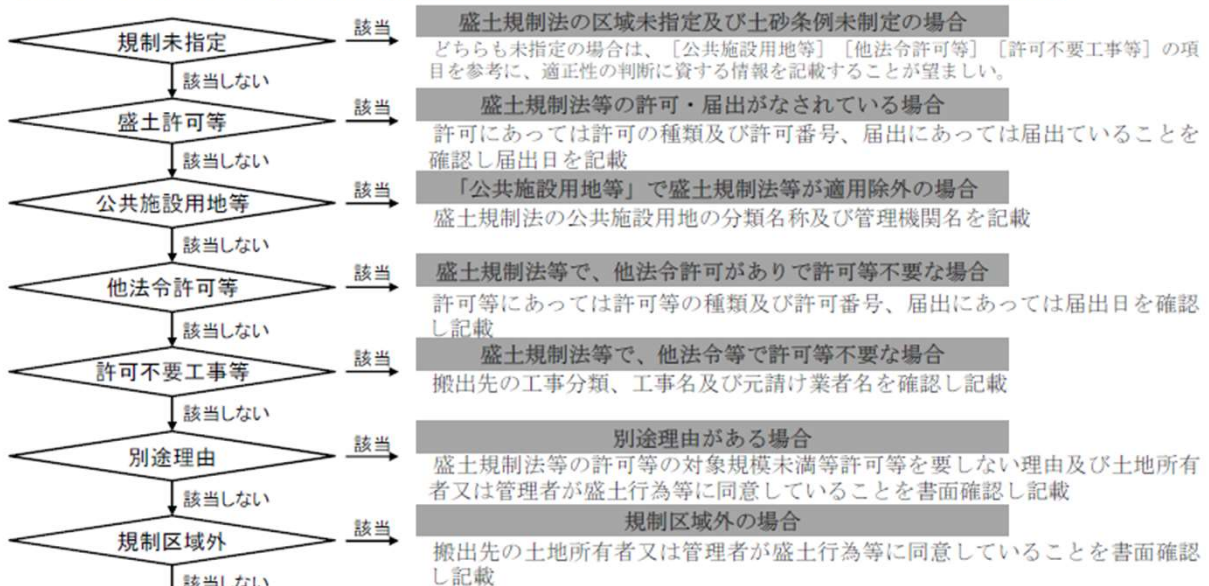
(1)(2)を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、(※)については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

## 省令改正(第二弾)に対応した現場掲示について



### 確認結果票の記載内容(建設発生土の搬出先の確認)

搬出する建設発生土が不法な盛土等に悪用され危険な盛土等となることを防ぐため確認



盛土規制法又は土砂条例の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない